# 交 番 速 報

## 事故にあったら…どうしたらいい？

交通事故にあった場合、車両の運転を停止して負傷者の救護を行い、道路における危険を防止する措置を行いましょう。
その後、直ちに警察官に事故についての報告をします。

**事故の発生**

### ①負傷者の救護措置

負傷者がいる場合は応急措置・救急車を要請しましょう。

### ②危険防止措置

車を安全な場所へ移動させ、発煙筒や三角表示板を利用して二次事故を防止しましょう。

### ③警察へ連絡する

警察に事故の届出を行いましょう。
事故発生から時間が経過してしまうと、事故の痕跡がなくなってしまうなど交通事故の発生を明らかにすることができなくなりますので、事故が発生したら直ちに警察に連絡しましょう。
運転免許証・自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書を準備しておくと手続きがスムーズに進みます。

**事故があったら110番**　**ケガをしていたら119番**

**旭川方面枝幸警察署**　ＴＥＬ 0163 - 62 - 0110